

諮問日：令和3年5月7日（諮問第87号）

答申日：令和4年5月30日（答申第122号）

事件名：生活保護費用返還決定についての審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年7月30日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定に対する審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日、審査請求人は、その母の死亡により、相続人となり、母の遺産にはマンション（以下「本件マンション」という。）が存在していた（甲第2号証および乙第17号証）。
- 2 平成29年10月26日、審査請求人は、本件マンションの共同相続人である義父から、その相続分の全部の譲渡を受けた（甲第7号証）。
- 3 令和元年5月27日、審査請求人は、保護の申請を行った（乙第1号証）。申請の際に提出された資産申告書には、審査請求人が不動産を保有しているとの記載はなかった（乙第3号証）。
- 4 令和元年6月25日、処分庁は、保護の開始の時期を令和元年5月27日として、審査請求人に対する保護を開始した（乙第7号証および乙第9号証）。
- 5 令和2年1月30日、審査請求人は、本件マンションの共同相続人である叔父とともに、本件マンションを〇〇〇〇円で売却した（甲第2号証および甲第3号証ならびに乙第16号証および乙第17号証）。
- 6 令和2年2月17日、上記5の売却代金のうち〇〇〇〇円が、審査請求人の銀行口座に振り込まれた（乙第14号証および乙第15号証）。
- 7 令和2年6月24日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第26条に基づき、廃止する時期を令和2年5月14日として、「〇〇〇〇が遺産を相続したことにより、生活保護を要しなくなったため廃止します。」との理由を付した生活保護廃止決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号）を行い、審査請求人に通知した（乙第8号証および乙第9号証）。
- 8 上記4の保護の開始から上記7の保護の廃止までの間に支給された保護費の合計は、810,418円（内訳：生活扶助375,106円、住宅扶助388,509円、医療扶助35,193円、一時扶助11,610円）であった（乙第7号証、乙第9号証、乙第12号証、乙第14号証および乙第20号証）。

- 9 令和2年7月30日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、「あなたのお母様が〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に亡くなられ、遺産相続分の〇〇〇〇円が銀行口座に振り込まれたことを令和2年5月13日確認しました。
- このことによりあなたの預貯金が増加し、預貯金が最低生活費を大きく上回るため、あなたの生活保護を令和2年5月14日付けで、廃止しました。
- また、民法第882条により、被相続人の遺産相続権は、相続人死亡日から発生するため、生活保護費の返還も相続人死亡日まで遡ることになります。
- そのため、令和元年5月27日から令和2年5月13日までに支給しました生活扶助、住宅扶助、医療扶助の合計810,418円の返還を求めます。」
- との返還決定理由を付した生活保護費用返還決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、返還決定額：810,418円。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1号証および乙第14号証）。
- 10 令和2年9月23日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。

第3 関係する法令等の規定

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）
- (1) 第1条（この法律の目的）
- この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
- (2) 第2条（無差別平等）
- すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。
- (3) 第4条（保護の補足性）
- 第1項
- 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 第3項
- 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。
- (4) 第5条（この法律の解釈及び運用）
- 前四条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。
- (5) 第8条（基準及び程度の原則）
- 第1項
- 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基

とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第2項

前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(6) 第24条（申請による保護の開始及び変更）

第1項

保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

第2項

前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(7) 第26条（保護の停止及び廃止）

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(8) 第60条（生活上の義務）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(9) 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみや

かに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(10) 第78条

第1項

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを相当としないもの

3 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第3 資産の活用

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

2 家屋

- (1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね3年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

4 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

第10 保護の決定

問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な

減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

- 5 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差しつかえない。）

- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いとは認められないので留意すること。

6 行政手続法（平成5年法律第88号）

第14条（不利益処分理由の提示）

第1項

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

7 民法（明治29年法律第89号）

(1) 第249条（共有物の使用）

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

(2) 第251条（共有物の変更）

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。

(3) 第252条（共有物の管理）

共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

(4) 第256条（共有物の分割請求）

第1項

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。

(5) 第533条（同時履行の抗弁）

双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

(6) 第882条（相続開始の原因）

相続は、死亡によって開始する。

(7) 第887条（子及びその代襲者等の相続権）

第1項

被相続人の子は、相続人となる。

(8) 第896条（相続の一般的効力）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(9) 第898条（共同相続の効力）

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

(10) 第907条（遺産の分割の協議又は審判等）

第1項

共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

(11) 第909条（遺産の分割の効力）

遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

(12) 第909条の2（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 理由付記の明らかな不備

民法882条は、相続の発生原因を定めたものである。なお、子の相続権は、同887条1項に規定がある。いずれにしても、相続人の子が、相続により、当然に遺産に関する財産処分権を把握することはできず、他の相続人と共同相続人となるにすぎない。遺産の処分管理権は、遺産分割協議、同調停または同審判まで、相続人が取得することはできない（民法907条）。

また、遺産相続をするのは、相続人であって、被相続人ではない。また、相続発生は、被相続人の死亡による。

したがって、「民法882条により、被相続人の遺産相続権は、相続人死亡日から発生するため、生活保護費の返還も相続人死亡日まで遡ることになる」との処分理由は、法的に誤った理由付記であるから、これだけで、本件処分は違法といわざるを得ない。

(2) 処分の違法性

ア 遺産分割及び〇〇〇〇円の取得の経緯

(ア) 亡〇〇〇〇の相続関係は、次の図のとおりである。

(省略)

(イ) 亡〇〇〇〇は、本件マンションを所有していた。

(ウ) 亡〇〇〇〇死亡後、令和元年9月まで遺産分割協議は行われなかった。

(エ) 審査請求人は、〇〇〇〇生まれで、〇〇〇〇に成人した。〇〇〇〇は、〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日、〇〇〇〇と結婚し、同人は、審査請求人を養子とした。〇〇〇〇が〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に死亡し、審査請求人の親権者は、〇〇〇〇となった。平成28年9月頃、〇〇〇〇、審査請求人は〇〇〇〇市により保護された。

(オ) 亡〇〇〇〇死亡後、令和元年9月まで遺産分割協議は行われなかった。

(カ) 〇〇〇〇は、亡〇〇〇〇の相続人の一人として、〇〇〇〇に対し、本件マンションからの退去を迫り、平成29年1月4日頃、〇〇〇〇は、本件マンションを退去し、〇〇〇〇が、本件マンションに居住占有を始めた。

(キ) 審査請求人は、〇〇〇〇、同年6月14日頃、日本司法支援センターの民事法律扶助制度により弁護士〇〇〇〇（以下「代理人」という。）に、遺産分割協議手続を委任した。

(ク) 審査請求人の代理人は、平成29年10月ころから、順次、〇〇〇〇及び〇〇〇〇と遺産分割協議を開始した。

(ケ) 〇〇〇〇と審査請求人は、同年10月26日、審査請求人に被相続人〇〇〇〇〇及び亡〇〇〇〇の相続分の全部を譲渡する旨遺産分割協議をした。

(コ) しかし、〇〇〇〇は、審査請求人の代理人がした本件マンションからの退去の求めに応じず、本件マンションを占有し続けたため、審査請求人は、本件マンションの利用または処分をすることができなかった。

(サ) 令和元年9月20日頃、〇〇〇〇は、審査請求人の代理人との交渉に応じ、被相続人〇〇〇〇の遺産である本件マンションの各持分を2分の1とする遺産分割協議を行った。しかし、〇〇〇〇は、その後も、審査請求人の代理人からの本件マンションの即時の全部持分の売却ないし持分の買取りの要求にも、明渡しの要求にも応じなかった。

(シ) 令和2年1月30日、〇〇〇〇及び審査請求人の代理人は、合意によって、本件マンションの全部持分を売却し、それぞれ、売買代金の2分の1の支

払いを受けた。(なお、諸費用の精算関係があるが、本処分に直接関係ないため、説明しない)

(ス) 令和2年2月17日、審査請求人の代理人は、上記代金の一部として、〇〇〇〇円を審査請求人の銀行口座に入金した。

(セ) なお、その後、審査請求人が漫然と、同年2月17日から同年5月13日まで、生活保護を辞退しなかったことにより、同期間中に不当な利得が発生した点について、法第63条の返還決定を受ければ、これに応じる用意はある。

(3) 処分の違法性または裁量逸脱による不当性

ア 本処分の論点

(ア) 本処分の実務上の論点は、「法第63条に係る資力の発生時について」というものであり、次のとおり、解釈されている。以下、これを整理した、東京都福祉保健局作成の「生活保護運用事例集2017」より引用する。

(問11-1) 法第63条に係る資力の発生時について

法第63条は、本来生活に充てられるべき資力があるものの、直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が換金されるなどして最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

そのため、「資力があると判断される時点がいつなのか」が重要となるのであれば、具体的に例示をされたい。

1 考え方の基本

(1) 生活に充てることができる形(現金あるいは現物)に具体化しない資力(資産)を保有している場合には、保護費用が生活の糧として当該資力(資産)を代替する期間(保護受給期間)の支給済保護費用に相当する額が法第63条返還金の対象となる。

(2) 給付事由(請求事由)が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。

(3) 事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならないもの(係争の結果を待たなければ資力を得るかどうか判らないもの)については、確定した時点で資力が発生したものとす。

2 通知の意味

法第63条の費用返還については、あらかじめ法第63条の返還義務を文書により通知しておくことが望ましい。通知をしていなくても返還義務が消滅するわけではないが、後日費用の返還を求める際のトラブルを避けるために、事前に被保護者に対して十分な説明を行っておくことが重要である。

3 資力の発生時点

(1) 土地・自動車

- ① 保護開始時から保有を認められないもの・・・保護開始日
- ② 保護受給中に保有を認められなくなったもの・・・保有を認めないとした日
- ③ 保有を認められているものを売却した場合・・・売買契約成立日
(略)

(7) 相続

- ① 遺産（法定相続・遺言による相続など）・・・被相続者の死亡日
- ② 遺産（特別縁故者への分与）・・・請求を行った日

(イ) 審査請求人の資産形成

- a 審査請求人は、被相続人〇〇〇〇の死亡により、〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日、本件マンションの持分4分の1を相続した。審査請求人は、〇〇〇〇平成29年10月16日、相相続人〇〇〇〇から同持分4分の1の譲渡を受けた。そして、被相続人〇〇〇〇の相相続人〇〇〇〇と、本件マンションの遺産分割協議についてそれぞれ持分を取得する旨合意し、その登記手続を行ったのは、令和元年9月20日である。
- b 審査請求人は、令和2年1月30日の本件マンションの売買成立により、売約代金を取得した。

(ウ) 本処分理由との関係

- a 本処分は、遺産相続分として、〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に、〇〇〇〇円を取得したことにより、同日頃に、資産が形成されたとしているが、事実認定として誤っている。審査請求人が、被相続人〇〇〇〇の死亡により、相続したものは、亡〇〇〇〇名義の本件マンションの共有持分に過ぎず、預貯金等ではない。
したがって、本処分は、事実誤認によるものであるから、取消を免れない。
- b 次に、審査請求人が、〇〇〇〇円を取得したのは、本件マンションの共有持分を他の共有持分者〇〇〇〇と合意して売却を行ったからである。この点、本件マンションについて、審査請求人は、〇〇〇〇市福祉事務所より、その保有を認めないと通知を受けたことはない。また、本件マンションの共有持分を処分することは事実上不可能であるし、本件マンションは権利者〇〇〇〇が正当に占有していたのであるから、審査請求人がこれを活用することもできなかった。そうすると、審査請求人が、令和2年1月30日までに、本件マンションの資産活用を怠った事実はない。

(4) まとめ

以上から、本決定は、理由として記載されたことが、事実誤認で、かつ、法

的な用語法として間違っていること（手続き的違法）からその処分は違法となる。

また、遺産分割の方法について争いのある場合には、その権利義務関係は、遺産分割協議、調停または審判等により確定した時点で、遺産を取得したといえる（民法907条。なお、改正民法909条の2、最高裁による預金の共有への判例変更により、事実上、法定相続により当然に処分が可能となる資産はなくなった。上記事例集の遺産の当然活用は、預金を念頭に置いていたと思慮される（不動産や年金は別途規定がある）が、判例変更により、適用場面がなくなったものと解される。なお、民法909条但書は、遺産分割前の共有財産の処分の第三者保護規定であるが、相続人間では、遺産分割協議前の処分は常に許されないのである。）。また、審査請求人が資産を形成（処分または利活用）することは、本件マンションの他の共有持分者と協議または合意した上でなければできなかつたのであるから、資産形成の時期は、売却処分により代金を受領した時であり、相続時や相続登記時ではない。したがって、資産形成時を相続時としたことは、実体法的違法があるから、本処分は違法である。

(5) 反論書における主張

ア 本件処分理由（詳細。ただし、相続人、被相続人の誤りは除く。）

(ア) まず、本処分通知書の「3 返還処分理由および金額算定基礎」記載中、第1文及び第2文については、弁明書の6の(2)のオにより、処分庁は、亡〇〇〇〇の相続発生により、審査請求人が金〇〇〇〇円の資産を得たとしているのではなく（そのように、処分庁が解しているなら、それは事実誤認であると審査請求書の6のウの①で指摘したところ、これを処分庁は否定した。）、事実経過を記載したものであり、処分理由を構成するものではないことが明らかとなった。

(イ) したがって、同第3文が、実質的な処分理由で、第4文が、金額算定基礎であることが明らかになった。

(ウ) すなわち、処分理由は、次のとおりである。

民法882条により、相続人の遺産相続権は、被相続人死亡時から発生するため、生活保護費の返還も相続人死亡日まで遡ることになる。

イ 弁明書から明らかとなった処分理由

(ア) 処分庁は、令和元年9月頃の本件マンションの登記または、令和2年1月末の売買契約による売買代金の取得を本処分の理由としているのではなかつた。

これは、弁明書3の(3)において、審査請求人の遺産分割および〇〇〇〇円の取得について、知らないと述べていることから推認される。なぜなら、処分理由となっていれば、その経緯が重要だからである。

(イ) 処分庁は、相続発生時である〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日の資産を問題として、本件処分を行っている。

これを前提すれば、次のように、処分理由に関する（として考慮された）事実関係は分かりやすくなった。

ウ 資産保有時である〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日の資産

（ア）被相続人〇〇〇〇名義の財産はなかった。

（イ）被相続人〇〇〇〇名義の本件マンションに関する被相続人〇〇〇〇の相続持分が、その相続財産であった。

（ウ）すなわち、資産保有時である〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日の審査請求人の資産は、審査請求人の法定相続分である本件マンションの共有持分4分の1である（法定相続）。

（エ）なお、処分の理由とはされていないが、審査請求人は、共同相続人の義父から、本件マンションの持分4分の1の譲渡を受けたため、生活保護受給開始時には、審査請求人の本件マンションの持分は2分の1となっていた。この差異は、以下の検討において結論に影響しないと考えている。

エ 不動産の共有持分権

（ア）使用権原

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる（民法249条）。

共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する（同252条前段）。

したがって、審査請求人は、本件マンションを4分の1（あるいは2分の1、以下同様）の割合で使用する法的権原を有していた。

他方で、令和元年5月頃、共同相続人の一人（叔父）が、本件マンションを利用していたため、この利用を止めさせたり、あるいは、使用料を徴収するなどの資産の活用は法律上一切できなかった。

（イ）資産活用としての売却権原

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。（同251条）

したがって、審査請求人は、他の共有者（共同相続人）の同意を得なければ、本件マンションを売却換価することができなかった。

（ウ）持分分割請求権

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる（同256条）

したがって、審査請求人は、本件マンションの持分分割登記が可能であった。

オ マンションの共有持分の換価はできないこと

共同持分者が使用占有しているマンションのその他の共同持分者の共有持分のみ売却処分は現実的に不可能である（公知の事実）。

したがって、〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に審査請求人が法定相続した持分の処分価値すなわち、相続した財産の額は、令和2年1月末日まで、

0円である。(なお、不動産売買においては、契約書の履行期日が守られないことは少なくない。売買代金が支払われた時期は、同時履行の抗弁権(民法533条)により、登記手続と売買代金の支払いが同時に行われている商慣習により、移転登記日と同日と推認される。)

カ 処分庁は、相続分の所有を認めていたこと(ケース記録)

審査請求人の主張に沿う事実に下線を引いた。

(ア) 事実関係

- a R1. 9. 17 審査請求人は、遺産相続でお金が入る可能性を申告している。担当者(〇〇〇〇)は、お金が入った場合は、その時点で保護が廃止となり、貯金と給料で生活してもらうことになると伝えた。この報告は、同じ頃、課長が確認した(以下、同様に、課長が確認している)。
- b R2. 2. 12 審査請求人は、母親の遺産を叔父と分割して相続し、〇〇〇〇円を手にすると申告している。
- c R2. 3. 4 審査請求人は、口座に〇〇〇〇円くらい入金があった旨申告している。
- d R2. 5. 13 審査請求人の持参した通帳で、処分庁はR2. 1. 17付の金〇〇〇〇円の入金を確認している。
- e R2. 5. 14 処分庁は、課長以下5名でケース会議を開催し、保護の廃止のみを決定。
- f R2. 5. 28 県庁健康福祉政策課〇〇〇〇は、資力の発生時期は別冊問答集通り、被相続人の死亡時点となるとしつつ、全額返還を求めるには、主から遺産が入ることを知った時点で、資産保有の否認を文書でもって行う必要があると説明。否認文書により資産の保有を否認した以降の保護費が返還対象となる。

キ 資力とは何か

(ア) 法4条1項と63条 資産と活用

法63条の趣旨及び同条と法4条との関係にかんがみると、法63条にいう「資力」とは、法4条1項にいう「利用し得る資産」と基本的には同義である。そして、利用し得るとは、通達等で「活用」とされ、本審査請求でもその用語法によっている。

(イ) 次官通達 生活保護法による保護の実施要領について(丙1)

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

3 処分することができないか、又は著しく困難なもの

5 社会通念上処分をさせることを相当としないもの

ク マンションの共有持分権の「保有を認めない」との判断ができないこと

- (ア) 生活保護法の受給に際して、不動産等の財産のうち、一定の範囲で保有が容認される場合がある。
- (イ) 遺産分割協議中の法定相続分については、預貯金等換価性の高いものは別として、処分価値がない不動産、利用価値に比して処分価値が低い不動産あるいは、処分することができないか、又は著しく困難なものは、保有を認められる（次官通達 第3の3）。
- (ウ) また、親族が居住している不動産を、居住していない他の持分所有者をして売却させることは、本国の社会通念上適当としない（同 第3の5）。
- (エ) 処分庁はマンションの持分保有の「保有を認めない」との判断ができないこと

a 社会通念上処分を適当としないもの

本件マンションは、審査請求人の生活保護開始時には、遺産分割協議未了で、共同相続人である叔父が使用占有中であつた。そうすると、本件マンションを1共同相続人にすぎない審査請求人をして、同叔父と共に、これを処分させることを指示することは、叔父にそれを法的に強制することができないこと（民法249条）や同叔父の居住権に鑑みれば、社会通念上（処分をさせることが）適当とはいえない。

b 処分することができないか、又は著しく困難なもの

また、既に述べたように、審査請求人が本件マンションの共有持分自体を持分登記したとしても（これは可能）、これを処分することはできない（処分価値が0）か、著しく困難であつたといえる。なお、本件マンションには、（不法占拠者ではなく）利用権（無償で持分に基づく利用が可能のため、賃料収入の取得も不可能）を有する共同持分者が居住中であることも、処分可能性がないことに大きな影響を与える事実である。

c そうすると、次官通達に鑑みれば、本件生活保護開始時点において、本件マンションの持分は、活用を要しない資産として、その保有が認められるものであり、亡〇〇〇〇の相続時以降（生活保護開始時を含む）、審査請求人には、資産の活用を行わなかった事実はないといえる。

ケ 審査請求時と本反論書の理由付けが異なる理由

- (ア) 審査請求時は、処分庁の理由付記が不明瞭であつたため、（しかも誤記もあつたことから、その記載内容の正確性や理論構成を疑わざるを得ず、）処分庁が、相続開始時に、金〇〇〇〇円相当の遺産を得たことを理由に処分したものと審査請求人は理解して、申立を行ったのである。
- (イ) しかし、そのような理解は誤解であり、処分庁は、単に、審査請求人が、母〇〇〇〇の相続開始時に、本件マンションの法定持分を所持していることのみを処分理由とするものであつたことが理解されたため、本反論を行った。

(ウ) なお、県庁健康福祉政策課〇〇〇〇が述べるとおり、本件マンションの売約代金について、資産活用を認定することは、それまでの活用を要しない資産である状態を変更すべく「資産保有を否認」しなければ（その時点以降、資産の活用を求められる状態となる）、審査請求人代理人が、R2. 5. 28に説明したり（乙11）、R1. 9. 17に担当者（〇〇〇〇）が審査請求人に説明したりしたように、実際の売却まで認められないのである。

コ まとめ

本件処分が、法63条に反しているかどうか、すなわち、違法か否かについて、裁判例はなく、次官通知の第3の3ないし5が具体的に争われた裁判例もないようである。

しかし、次官通知やその他の関係通達に鑑みれば、R1. 9. 17時点で、売却が見込まれる相続財産である本件マンションの資産保有を否認し、審査請求人に、その時点以降の保護費が63条返還対象となることを説明、教示していれば、審査請求人が、「自分が遺産である本件マンションを売却して金銭を得た時点が資力の発生時期と認識しており、その時点以降の保護費を返還するものと思っていた。そもそも、返還が遡及するのは聞いていない」という行政処分の予見可能性がないことを非難する強い不満を持つこともなかった。

なお、審査請求人は、令和2年2月以降の保護費の返還の意思はある。

そうすると、行政の適正な運営の確保という不服審査請求の趣旨及び国民の自立を第一とする生活保護法の趣旨に鑑みれば、少なくとも、本件処分は、次官通知第3の3ないし5に沿った通常の運用とは異なっているのであるから、不当な処分として取り消すべきである。

(6) 反論書（最終）における主張

ア 請求人の保護申請時（令和元年5月27日）またはケース記録に記載のある令和元年9月17日までに、請求人は、遺産の存在について申告していたこと。

(ア) 処分庁の主張は、上記時期について、請求人は、担当ケースワーカーに対して「具体的に本件マンションが遺産であること」を申告していない、という前提事実のもと、処分庁が、令和2年5月17日まで、遺産相続やその相続財産の処分を知らなかったため、処分庁に求められる指示等が不可能であった、というものである。

(イ) この点、口頭意見陳述において、審査請求人は、生活保護申請より前から、保護の受給について相談していたこと、遅くとも申請時までに、本件マンションが相続財産として存在し、その処分ができれば、金銭を受領できる旨、ケースワーカーに申告していたと供述した。

この主張は、令和2年9月17日付けケース記録「遺産相続でお金が入ってくるかもしれない」「金額にもよるが、大きな額であればその時点で保護は廃止と」なるとの記載に整合する。

(ウ) この点、処分庁は、同記載は、一般論としての会話であって、審査請求

人やその資産に関するやりとりではない、と弁明する。しかし、ケース記録とは、保護世帯の状況を記録するものであって、一般的な会話を記録するものではないことからすれば、上記のやりとりは、審査請求人の事情に関するものであると考えることが合理的である。そうすると、処分庁の弁明は、真実に反するといえる。

(エ) なお、審査請求人が、生活保護申請時に、遺産の状況をケースワーカーに申告していたとしたら、なぜ、ケースワーカーが、審査請求人の申告時の資産の状況について、遺産を記載するように指導指示せず、または、資産調査をしなかったのか疑義を覚える。

この点は、上記、遺産相続によりお金が入った場合に、「金額にもよるが、大きな額であればその時点で保護は廃止と」なる旨ケースワーカーが説明していたことにかんがみれば、ケースワーカーは、遺産である本件マンションは、そのままでは資産ではなく、換金された時点で資産となるとの前提で審査請求人に対して指導指示していたと認めることができる。

このように考えれば、ケースワーカーのケース記録の記載、審査請求人の行動がすべて合理的に説明がつくのである。

イ そうすると、処分庁の弁明は認められず、審査請求人は、遺産やその換金可能性について処分庁に口頭で申告していたが（なお、資産の申告等が書面によらなければならないとの通知等はない）、処分庁は、遺産の調査も、遺産の資産保有の否認も行わなかったと認めることができる。

ウ また、ケースワーカーが、資産の調査をする契機はあったのであるから、漫然とこれを調査しなかったことが原因で、具体的資産を認識できなかったために、遺産の資産保有の否認を行うか否か検討できなかったとしても、その不利益は処分庁に帰すべきものであって、審査請求人に帰すべきではない。

エ 処分理由に関すること

(ア) 処分庁の弁明書によれば、審査請求人の母の相続発生時の相続状態（共有状態）について、資産活用の時点を認めるとする。

(イ) そして、処分庁は、この論理を根拠付けるものとして、乙19号証の判決を援用する。しかし、既に述べたように、上記相続時の資産である本件マンションの持分は、それ自体では、居住する利用も可能で、単独で換価することは困難であり、当然に換金性を有したり、換金する利用方法が決まっている訳ではない。これに対し、判決で問題になったのは、固有の慰謝料請求権という金銭債権であり、本件処分理由の対象となった相続時の不動産の共有持分とは異なる。そして、この当然活用できるか否かの差は、結論を異にすべき決定的な違いである。

(ウ) そして、不動産を資産活用（つまり、換価）すべきか否かは、通知によれば、当然に決まるわけではなく、保有を否認し、資産活用（換価）するように指示することによって、初めて（その時点で）資産として認識する

と解すべきである。

オ まとめ

本件処分は、資産保有の否認をしなかったにも関わらず、換価後に相続時の資産を認めたこと、相続時の資産と換価した金員を同視していること、遺産の状況等を申告した審査請求人に適切な指示指導を行わなかったこと、資産の調査を行わなかったことにより資産活用の指示ができなかったという処分庁側の不備の責任を審査請求人に負わすものであり、違法または不当といえる。

2 処分庁の主張

(1) 生活保護法第63条について

ア 生活保護法第63条（以下、法第63条とする。）は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。本規定は、「生活保護手帳別冊問答集2020年度版（以下、「問答集」という。） 420頁問13-5」を参照すると、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。したがって、資力が発生しているにもかかわらず、これが直ちに活用できない等の事情により保護を受けていた被保護者は、資力が換金されるなどの時点において、当該期間に支給された保護に要する費用を返還しなければならない。

イ なお、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、本来の要返還額から控除して返還額を決定することが可能であるが、そのような事態が認められない場合については要返還額の全額を返還すべきである。

(2) 審査請求人の資力の発生時について

ア 審査請求人は、母亡〇〇〇〇から遺産を相続しており、その遺産相続権は民法882条の規定により、被相続人の死亡日から発生することから、甲第2号証によれば、審査請求人の母亡〇〇〇〇は〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に死亡しており、同日に同人の相続が開始し、審査請求人は、母亡〇〇〇〇の遺産を〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に相続していることがわかる。

イ また、審査請求人が審査請求書の4頁から5頁において示す「東京都福祉保健局」作成の「生活保護運用事例集2017」（以下、「運用事例集」という。）においても、相続による遺産は被相続人の死亡日において法第63条に係る資力が発生するとされており、その発生日は上記ア同様、〇〇〇〇年〇〇〇〇

月〇〇〇〇日となる。

ウ これに対し、審査請求人は、法第63条に係る資力の発生日は令和2年2月17日であると主張をされていると解するが、運用事例集のいずれの引用をもってその主張をされているか不明であるし、仮に運用事例集の「(3)事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならないもの（係争の結果をまたなければ資力を得るかどうかが判らないもの）については、確定した時点で資力が発生したものとする。」を引用して主張をされているとしても、問答集422頁(2)においては、「共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。したがって、法第63条に基づく資力の発生日は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる」とされている。

エ したがって、審査請求人は本件事案の遺産の相続については、遺産分割協議が運用事例集(3)で言うところの「係争の結果を待たなければ資力を得るかどうかが判らないもの」であるとし、結果的に令和2年2月17日に審査請求人の代理人から〇〇〇〇円を受けたその時点が資力の発生日であると主張していると解するが、その審査請求人が主張する時点は上記(1)アで記述した「資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階」であって、資力が発生した時点ではない。つまり、審査請求人の資力は被相続人の死亡日において遺産の相続によって資力が発生していたとすべきであって、審査請求人の主張は誤っている。

オ なお、審査請求人は審査請求書5頁において、「本処分は、遺産相続分として、〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に、〇〇〇〇円を取得したことにより、同日頃に、資産が形成されたとしているが、事実認定として誤っている」と主張するが、本件処分において「あなたのお母さまが〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に亡くなられた」という事実と、「令和2年5月13日に遺産相続分の〇〇〇〇円が銀行口座に振り込まれたことを確認した」という事実を示したものに過ぎず、事実認定を誤っているものではない。

カ その他、審査請求人提出の甲第3号証「不動産売買契約書」について、9頁において契約日が「令和2年1月30日」となっており、通常の契約行為であれば、不動産売買契約後に残代金の支払日を設定するものである。この点、3頁において残代金支払日や融資未承認の場合の契約解除期限などの期限を定めた日付が「令和1年12月末日までに」となっており、契約前に残代金を支払う契約書となっている。したがって、審査請求人提出の甲第3号証「不動産売買契約書」の作成日自体に疑義があり、不動産売買契約日および審査請求人が資力の発生日としている売却代金の取得日についても疑義がある。

(3) 資産保有の否認について

ア 問答集423頁13-6(5)によると、保護開始時において保有されている資産（不動産）については、保有が容認されている限りは、法第63条の「資力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態であって、処分庁が文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となるとされている。

イ この点、審査請求人は「〇〇〇〇市福祉事務所より、その保有を認めないと通知を受けたことはない」と主張するが、そもそも審査請求人が資産を保有していると明確に判明したのは、審査請求人より資産の申告がないため、〇〇〇〇市福祉事務所が公用申請により、令和2年7月15日に不動産の全部事項証明書を確認した時点である。

さらには、審査請求人は、審査請求書5頁において、母亡〇〇〇〇の死亡により〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に資産（不動産）の持分4分の1を相続したと主張し、また、審査請求人は、甲第7号証「相続分譲渡証書」に自署押印のうえ、平成29年10月26日に、〇〇〇〇持分4分の1を譲り受けていることから、遺産相続として既に持分2分の1を取得したことを遅くとも同日には明確に認識している。そうであるにも関わらず、審査請求人は、令和元年5月27日の生活保護申請時に、資産申告書において資産（不動産）を保有していることを申告しておらず、資産（不動産）を保有していることを申告する義務を怠っていたことになる。とすれば、処分庁が、審査請求人が資産（不動産）を保有していた事実を把握し、その保有を否認する旨の通知をおこなうことは到底不可能である。審査請求人が資産（不動産）の保有を申告していないことから、処分庁は、審査請求人が資産（不動産）を保有していることを認識できていなかったのであり、処分庁がそもそも認識していない資産（不動産）の保有を認めることはない。

ウ なお、審査請求人の当該主張が、〇〇〇〇市福祉事務所からそもそも生活保護期間中に資産を保有してはならないといった説明を受けたことがないといった趣旨の主張であっても、その点については生活保護申請時に「生活保護のしおり」を用いて審査請求人に説明を行っており、その主張は誤っていると云わざるを得ない。

(4) 理由付記の不備について

ア 審査請求人は、本件処分にかかる理由の付記に関し、「民法882条により、被相続人の遺産相続人の遺産相続権は、相続人死亡日から発生するため、生活保護費の返還も相続人死亡日まで遡ることになる」との処分理由は、法的に誤った理由付記であるから、これだけで、本件処分は違法といわざるを得ない」と主張し、確かにその記載において「被相続人」と「相続人」が誤記であり、誤った文言を使った理由の付記であることは認める。

イ しかしながら、本件処分の理由の付記の誤記はいたって軽微であって、審査請求人に誤った認識を与える可能性は極めて低く、かつ、処分庁は法的根

拠を示して教示を行っており、この誤記だけをもってただちに本件処分の効力を失するものではない。

(5) 備考

上記(1)イにおける観点から、返還額から控除する額を検討したところ、審査請求人との面談において、問答集420頁問13-5に示す控除の範囲にあたる申し出や事実が確認できなかったことから要返還額からの控除は行わなかったものである。また、本件では審査請求人は審査請求書4頁の5遺産分割及び〇〇〇〇円の取得の経緯(12)において、「上記代金の一部として、〇〇〇〇円」を受領しており、生活保護手帳413頁問(第10の12)によると、「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」は保護を廃止すべき場合として示されていることに鑑みると、審査請求人の生活保護費(月額約10万6千円)の〇〇〇〇年を超える金銭を受領しており、それが「上記代金の一部」であり、今後も金銭の受領が発生することも考慮すると、返還請求額については妥当と言わざるを得ないものである。

(6) まとめ

ア 本件処分については、処分庁が審査請求人の資産の取得の経過を調査した結果、審査請求人は本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合であったため、審査請求人をまずは保護していたのであって、資力が換金され、最低生活に充当できるようになった段階において既に支給した保護金品との調整を図る法第63条の処分を行うものであり、その趣旨に何ら反するものでない。また、その資力の発生時期に関しては、上記(2)のとおり審査請求人が遺産を相続した時点と考えるべきであって、本件処分は全く違法ではなく、上記(5)のとおり返還額に関しても妥当であると言わざるを得ない。

イ なお、本返還決定について生活保護法第63条もしくは第78条を根拠法令とするところであるが、上記(3)イのとおり、審査請求人は資産の保有について申告を怠っていたこと、またその後においても、生活保護法第61条により届出の義務があるも関わらず、それを履行してなかったことから、第78条の適用が相当と考える見方もあるが、審査請求人の不正受給の意図につき立証することが困難であることから、今回は第63条を適用したことを申し添える。

(7) 資力の発生時期について(補足)

ア 審査請求人の主張は、反論書「4. 不動産の共有持分権」、「5. マンションの共有持分の換価はできないこと」、「7. 資力とは何か」の内容から類推するに、審査請求人が〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に被相続人から相続した遺産は、その時点において活用できる状態でなく、「利用し得る資産」ではなかったため、その時点では審査請求人の資力は発生していないと主張していると考えられる。

イ しかし、審査請求人の資力は、先に提出した弁明書のとおり被相続人の死

亡日において遺産によって資力が発生していたとすべきである。第63条の「資力」には、「現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれる」（大阪高裁平成25年12月13日判決）。したがって、資力の取得時期の判定にあたって叔父が本件マンションを使用していることを考慮する必要は無く、考慮することは誤りである。

(8) 資産保有の否認について（補足）

ア 審査請求人は反論書「8. マンションの共有持分権の「保有を認めない」との判断ができないこと」において、「次官通達第3の3」を参照して「資産保有の否認」の判断ができないといった主張をする。しかし、本通達の内容は、保有の容認をするに適さない資産は、原則処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させるものとし、その最低限度の生活の維持のために活用しなくてもよい例外の規定として、各号が列記されている。

イ つまり、本通達は「保有を認められる」とする規定が列記されているのではなく、「活用しなくてもよい」とする場合の規定が列記されているのであって、保有を容認するに適さない資産として「否認」された資産であっても、処分することができない等の理由により、最低限度の生活の維持のために活用させなくても良いといった趣旨である。

ウ したがって、本通達をもって、「資産保有の否認」の判断ができないといった審査請求人の主張は、本通達の趣旨を鑑みても誤っている。

エ また、審査請求人は令和元年9月17日時点で、売却が見込まれる相続財産である本件マンション資産保有を否認し、審査請求人にその時点以降の保護費が法第63条の返還対象となることを説明、教示するべきであったと主張するが、そもそも、このことに関しては先に提出した弁明書のとおり、審査請求人は、令和元年5月27日の生活保護申請時に、資産申告書において資産（不動産）を保有していることを申告していない。

オ この点、審査請求人は令和元年9月17日、令和2年2月12日および令和2年3月4日においてケース記録の事実関係から資産の申告をしていると主張するが、遺産により本件マンションを所有していた等の具体的な資産の申告はなかった。したがって、その保有を否認する旨の通知を行うことは不可能であったし、審査請求人の資産が具体的に判明したのは、令和2年7月15日に不動産の全部事項証明書を確認した時点であって、その時点は既に審査請求人の保護は廃止となっており、「資産保有の否認」はいずれにせよ不可能であった。なお、このことは、審査請求人が生活保護申請時に資産申告の義務を怠ることがなければ、当然、〇〇〇〇市福祉事務所は「資産保有の否認」を行っており、審査請求人の資産申告の義務を怠ったことが、結果的に〇〇〇〇市福祉事務所の「資産保有の否認」の機会を奪われたこととなる。

カ そもそも「資産保有の否認」は、審査請求人が生活保護申請時に資産申告をした上で、令和元年5月27日時点ですべきであったにも関わらず、審査請求人から令和元年9月17日時点で資産の申告を受け、売却が見込まれる相続財産である本件マンションの資産保有をその時点で否認し、その時点以降の保護費が法第63条の返還対象となるとする審査請求人の主張を採用されるとなると、審査請求人はあえて令和元年5月27日に資産申告を怠り、令和元年9月17日に申告することによって、審査請求人はその間、不正に〇〇〇〇市福祉事務所からの「資産保有の否認」を免れていたこととなる。

キ 「法は、4条1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定して、いわゆる保護の補足性の原則を定め、保護の本来的な受給資格について明らかにするとともに、8条1項において、保護の程度についても、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う旨規定し、さらに、60条において、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない旨規定している」（大阪地裁平成20年12月20日判決）。

つまり、活用が原則であり、保有を容認すること又は活用しないことは例外的取扱なのであるから、否認がないから容認されていたと解することはできない。ましてや、本件では、審査請求人は、資産申告を怠り、否認の機会を失わせたのである。審査請求人の主張によれば、資産申告を怠り、そのために否認できていない資産が換価されたときであっても、換価以前に支給した保護費を対象とした返還決定ができないこととなってしまう。このような事態は、法4条1項及び法24条1項4号に照らし、正当化できないものである。

ク 以上のことから、本来であれば令和元年5月27日時点において〇〇〇〇市福祉事務所は「資産保有の否認」ができていたにも関わらず、審査請求人が生活保護申請時に資産申告を怠ったことで、結果的に〇〇〇〇市福祉事務所は審査請求人に対して「資産保有の否認」をする機会を失ってしまったのであり、「資産保有の否認」ができなかったのである。したがって、〇〇〇〇市福祉事務所は審査請求人の本件マンションの資産保有を認めているとは言えない。

よって、処分庁が保有を容認していない以上、審査請求人が資力を取得した時期（本件では保護開始決定時）まで遡って返還決定をおこなったことは適法妥当である。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 処分の実体的な適法性について

ア 「資力」の発生について

(ア) 本件処分は法第63条を適用して、保護費の返還を求める処分であり、法第63条の定める「資力」の要件を満たすかが問題となる。

(イ) 法は、第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定して、いわゆる保護の補足性の原則を定め、保護の本来的な受給資格について明らかにするとともに、第8条第1項において、保護の程度についても、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う旨規定し、さらに、第60条において、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない旨規定している。これらの規定は、法の定める生活保護制度が、資本主義社会における基本原則の一つとしての自己責任の原則を前提とした上で、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することによって、その自立を図る補足的な制度であることを明らかにしたものである。他方、法第4条第3項は、同条第1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨規定しているが、これは、保護の補足性の原則を形式的に貫き、生活に困窮する者が、法第4条第1項にいう利用し得る資産等を有する場合においても、これを直ちに現実に活用することが困難であって当該資産等においては他に利用し得る資産を有しない等の理由により、当該生活困窮者が、その生存を危うくしている等、社会通念上これを放置し難い程度に状況が切迫している場合にまで保護を行わないこととすると、国民の最低限度の生活を保障しようとする法の趣旨目的に著しく反することになるため、このような場合には、上記補足性の原則に照らせば本来的な保護の受給資格を有するということができないものの、例外的に、保護を受けることができることとしたものと解される。以上のような法第4条の趣旨および文言に照らせば、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」とは、現金等、直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否および範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含ま

れるというべきである。

そして、上記のとおり、法第4条第3項は、同条第1項にいう「利用し得る資産」を有する場合においても、急迫した事由がある場合には保護を受け得ることを規定しているのであるが、上記のとおり、このような場合における保護は、同条第1項が規定する補足性の原則に照らすと例外的な措置であって、この場合の保護受給者は、本来的な保護受給資格を有するわけではない。そして、法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨規定しているのであるが、これは、上記のような法の定める生活保護制度の性格および法第4条第3項に基づく保護の性質を踏まえ、同条に基づき保護を受けた場合等において、当該保護受給者においてその資力を現実には活用することができる状態になったときには、当該保護受給者に対し、その受けた保護につき費用返還義務を課すこととしたものと解される。以上のような法第63条の趣旨および同条と法第4条との関係に鑑みると、法第63条にいう「資力」とは、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」と基本的には同義であって、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するためには、保護を受けた時点（保護の受給時）において「利用し得る資産」を有していることを要するものと解するのが相当であり、現実には直ちに活用することができるか否かはこの「資力」該当性を左右しないものというべきである。

(ウ) 本件マンションについては、叔父と共有状態にあり、叔父が居住しており直ちに活用することができないとしても、将来的に遺産分割の手續等を経ることによって利用することが可能なものであることから、「利用し得る資産」に含まれるものであり、本件マンションにつき、直ちに活用することができないことは、「資力」該当性を左右しないといえる。

イ 「資力」の発生時点について

(ア) 法第63条は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」での費用返還を認めるものであり、費用返還の対象となる保護金品は、資力の発生時点より後に支給されたものでなければならない。

(イ) 法第1条は、法は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すること等を目的とする旨規定し、法第2条は、すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を受けることができる旨規定し、法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定し、法第8条は、法第2条および第4条第1項等を前提として（法第5

条参照)、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないとして、具体的な保護の基準および程度について規定している。これらの規定に照らせば、法は、保護の要否および程度については、当該保護を行う時点において、客観的に定まり得ることを前提としているものと解される。これに加えて、上記ア(イ)において述べたとおり、法第4条第1項は、保護の本来的な受給資格を明らかにした規定であることを併せ考えると、同項にいう「利用し得る資産」とは、上記ア(イ)において述べたとおり現実に直ちに活用し得るものである必要はないけれども、当該保護を受ける時点においてその内容が客観的に確定し得るものであることが必要であり、換言すれば、当該保護を受ける時点において、客観的に存在し、かつ、当該保護受給者に帰属していることを要するものというべきである。そして、上記のとおり、法第63条にいう「資力」とは、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」と基本的には同義であると解されるから、ここにいう「資力」も、返還されるべき保護費に係る保護を受給した時点において、客観的に存在し、当該保護受給者に帰属していることを要するものというべきである。

(ウ) 本件においては、本件マンション自体は保護の開始時点から客観的に存在していた。また、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、本件マンションを含む相続財産は、法定相続分の範囲内においては、単なる可能性ではなく、被相続人の死亡の時から、客観性をもって審査請求人に帰属していたといえる。さらに、本件においては、「第2事案の概要」2のとおり、平成29年10月26日には、本件マンションの共同相続人である義父からその相続分の全部の譲渡を受けており、保護開始時点においては、本件マンションを含む相続財産は、持分2分の1の範囲内において審査請求人に客観的に帰属していたといえる。

したがって、保護開始時である令和元年5月27日時点においては、資力が発生しているものと認めることができる。

そして、「第2事案の概要」8のとおり、保護開始時点以降、処分庁は810,418円の保護費を支出しており、本件処分において処分庁が定めた返還額は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」の金額であるといえる。

(エ) なお、問答集問13-6においても、費用返還と資力の発生時点を問題とした各設例が掲載されており、相続人が多数のために遺産分割手続に期日を要

した場合の答えとして、「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべき」と記載されており、資力の発生時点についての上記（イ）の考え方と整合している。

ウ 法第63条により返還を求める額の決定における裁量権行使の当否について

法第63条は、同条の要件を満たすことを前提として、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」として、その額を明示しておらず、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられている。

処分庁に裁量権が認められる場合であっても、その返還額に係る判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、または判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用したと認められる場合には、当該裁量権の行使は違法となりうるため検討する。

この点、裁量権の行使に当たって考慮すべき厚生労働省からの技術的助言である取扱通知1(1)も「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、原則としての全額返還を定めており、一定の額の控除については、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に限り例外的に定めているに留まっている。

本件においては、審査請求人は、〇〇〇〇円の振込みを受けており、令和元年5月27日の保護開始時から令和2年5月14日の保護廃止時まで支給された保護費の全額である810,418円を返還したとしても、審査請求人世帯の自立が著しく阻害されるとは考え難い。

以上の事情を考慮すれば、本件処分における返還額を保護費支給額の全額とした処分庁の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いていたとはいえず、裁量権の逸脱があったと認めることはできない。

したがって、裁量権の行使に違法があったとは認められない。

エ 小括

以上のとおり、本件処分は法第63条の定める要件を満たすものであり、また、返還を求める額の決定に当たっても裁量権の逸脱があったとは認められないのであるから、本件処分は、実体法上適法なものであったといえる。

(2) 処分の手続的な適法性について

本件処分は、審査請求人に保護費の返還を求める不利益処分であり、行政手続法第14条第1項本文に定める理由の提示がされているかを検討する必要がある。

この点、行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を

名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。どの程度の理由を提示すべきかは、上記の趣旨に照らして、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否および内容ならびに公表の有無、当該処分の性質および内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

本件処分通知には、処分の理由として、現金収入があったこと、その理由が遺産相続であること、および遺産相続に係る資力の発生時は相続時に遡ることから、それ以降に支給した保護費の返還を求めることが記載されており、この理由の記載により本件処分の理由および返還を求める額の範囲は明確になっているものと認められる。

この点、審査請求人は、①民法第882条は、相続の発生原因を定めたものである、②子の相続権は、民法第887条第1項に規定がある、③いずれにしても、被相続人の子が、相続により、当然に遺産に関する財産処分権を把握することはできず、他の相続人と共同相続人となるにすぎない、遺産の処分管理権は、遺産分割協議、調停または審判まで、相続人が取得することはできない（民法第907条）、④遺産を相続するのは、相続人であって被相続人ではなく、また、相続発生は被相続人の死亡によることから、「民法第882条により、被相続人の遺産相続権は、相続人死亡日から発生するため、生活保護費の返還も相続人死亡日まで遡ることになります」との処分理由は法的に誤っている旨の理由提示の不備を主張するため、以下検討する。

ア ①について

審査請求人の指摘するように、民法第882条は、相続の発生原因を定めたものであるところ、「返還決定理由および金額算定基礎」欄の第3文の「民法第882条により」の部分、「被相続人の遺産相続権は、相続人死亡日から発生するため」という部分の法的根拠を説明する記載であり、かかる記載に誤りがあるとはいえない。

イ ②について

子の相続権は、民法第887条第1項に規定があるが、子に相続権があるという法的効果は一般社会に広く認知されており、子に相続権があることを記載した民法第887条第1項の記載を欠いたからといって、行政手続法第14条の違法があるとはいえない。

ウ ③について

本件処分の理由には、相続人が遺産の処分管理権を取得した時点についての記載はないが、上記(1)アおよびイのとおり、「資力」の発生時点は、相続人が遺産の処分管理権を取得した時点とは関係がないため、かかる記載は不要であり、当該記載を欠いたからといって、行政手続法第14条の違法があるとはいえない。

エ ④について

本件処分通知の「3 返還決定理由および金額算定基礎」欄の第3文中、「被相続人」と記載のある部分は「相続人」の、「相続人」と記載のある部分は「被相続人」の誤りであることは明らかであるが、文理上、誤解を生じさせるような誤記ではなく、不備の程度は軽微であって、上記の単なる誤記により行政手続法第14条の違法があるとまではいえない。

以上の事情を考慮すれば、本件処分に、行政手続法第14条第1項本文が求める理由の記載の不備があるとは認められない。

(3) 上記以外の審査請求人の主張についての検討

ア 次官通知第3の3または5に該当するかについて

法定受託事務の処理基準である局長通知第3は、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない旨規定し、次官通知第3の3は「処分することができないか、又は著しく困難なもの」、同5は「社会通念上処分をさせることを相当としないもの」を挙げており、審査請求人はこれらに該当する旨主張する。次官通知第3の3または5に該当する場合には、保有が容認される資産として、「資力」に当たらないと解することができるため、以下検討する。

次官通知第3の3または5の該当性を検討するに当たっては、上記(1)ア(イ)のとおり、その存否および範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産であっても事後的に処分することが可能な資産であれば「利用し得る資産」に当たり「資力」に当たると解することができる。ところが、「資力」に当たる場合と当たらない場合とは表裏一体の問題のため、「資力」の解釈と整合的に判断する必要がある。

まず、次官通知第3の3に該当するかについて検討すると、本件マンションは、叔父と共有状態にあり、叔父が居住していて直ちに処分することができないとしても、マンションという換価性の高い資産であり、交渉、審判、訴訟等により、処分をする見込みが十分にある性質のものであり、「処分することができないか、又は著しく困難なもの」とはいえず、次官通知第3の3に該当するとは認められない。

次に、次官通知第3の5に該当するかについて検討すると、マンションの共有持分については、共同相続人と遺産分割合意をすることにより、代償金を得ることや、共同して売却することが可能であり、これらの処分方法は社会通念上不適当であるとはいえず、次官通知第3の5に該当するとは認められない。

したがって、次官通知第3の3または5のいずれかに該当するため保有が容認される資産に当たる旨の審査請求人の主張は採用できない。

イ 保有の否認について

(ア) 本件マンションについて、審査請求人は、処分庁よりその保有を認めないと通知を受けたことはなく、資力の発生は実際の売却まで認められない

旨主張する。

たしかに、問答集問13-6には、費用返還と資力の発生時点を問題とした各設例が掲載されており、同(5)「開始時において保有を容認されていた資産（土地等）が保有を否認された場合」の答えとして、「具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる」との記載がある。問答集は、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知により諸々の条件の中から主要と思われる条件のみを抽出し、一般化して設定された問答であり、あくまで保護の実施機関が判断し決定を下すに当たっての考え方を示したものに過ぎず、個々の事例についての判断は、実際に発生した具体的事実に基づいて行うべきものであるとの留意を付したうえで、活用が要請されているものである。

(イ) 本件においては、文書による資産保有の否認または処分指導等があったとは認められないため以下、問答集問13-6(5)の答えと同様に取り扱うべきかについて、具体的に検討する。

a まず、前提となる事実関係として、審査請求人は、保護開始前から処分庁担当者に遺産の存在について申告していた旨、口頭意見陳述において陳述を行っている。

しかしながら、審査請求人の保護申請時の資産申告書の保有不動産の欄には、本件マンションは記載されておらず（乙第3号証）、また被保護者に関する重要な事実を記載する資料である面接記録票（乙第10号証）やケース記録票（乙第11号証）にも令和元年9月17日までは遺産に関する記録はなく、処分庁が遺産として本件マンションが存在していることを前提として保護を開始したと認めることはできない。

b また、審査請求人は、令和元年9月17日に審査請求人と処分庁担当者との間で「主の亡くなった母の件について、遺産相続でお金が入って来るかも知れない」とのやり取りをした時点で、遺産がマンションであることを伝えた旨主張しているものの、処分庁担当者が積極的に保有を容認する旨の発言は記録されていない。その後、本件マンションが売却される令和2年1月30日までの間に、本件マンションについての新たなやり取りの記録もなく、保有が容認されたと認められるような契機もない。

c さらに、令和元年9月17日の審査請求人と処分庁担当者とのやり取りにおいて、処分庁担当者が「金額にもよるが、大きな額であればその時点で保護は廃止となり、貯金と給料で生活をしてもらうことになる」と伝えた旨の記録があるが、流動資産としての預金を保有するに至ったことにより法第26条に基づき保護を廃止するか否かと、法第63条を適用するに当たってどの時点から「資力」の発生が認められるかは別の問題であり、処分庁担当者の発言は前者についてのものであると考えられるこ

とから、審査請求人にマンションの保有を容認したことを伝えたものとは認められない。

(ウ) したがって、本件の具体的事実に即して考えれば、「開始時において保有を容認されていた資産（土地等）が保有を否認された場合」の答えである問答集問13-6(5)の答えと同様に考えるべき事案とはいえないことから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ その他、審査請求人は縷々主張するものの、いずれも本件審査請求を認容すべき理由として採用することはできない。

(4) その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

3 よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり、本件審査請求を棄却する。

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

(1) 本件処分の実体法上の適法性について

ア 「資力」の発生について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」としている。

同条にいう「資力」は、「法63条の「資力」は、前述(原審説示)のおり、法4条1項にいう「利用し得る資産」と同義であるところ、ここに「利用し得る資産」は、現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれるというべきである」(平成25年12月13日大阪高等裁判所判決)とされているところである。

本件マンションについてみると、共同相続人である叔父が居住していることから直ちに処分することが困難であったとしても、「利用し得る資産」に含まれるものであり、法第63条の「資力」に該当するものと認められる。

イ 「資力」の発生時点について

法第 63 条は「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」での費用返還を認めるものであり、費用返還の対象となる保護金品は、資力の発生時点より後に支給されたものである必要がある。

相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第 882 条、第 896 条)とされ、また、共同相続人は協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第 909 条)とされていることから、法第 63 条に基づく資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきである。

本件においては、〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日の被相続人の死亡時において、本件マンションを含む相続財産は法定相続分の範囲内において客観性をもって審査請求人に帰属していたといえる。

したがって、保護開始時である令和元年 5 月 27 日時点では、資力が発生していると認められる。そして、本件処分において処分庁が定めた返還額は保護の開始から保護の廃止までの間に支給された保護費の合計額である 810,418 円であり、「受けた保護金品に相当する金額の範囲内」であると認められる。

また、保護費の全額を返還対象とすることについても、審査請求人は遺産相続分として〇〇〇〇円の振込みを受けていることから、本件処分における支給額の全額返還の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いているとはいえず、裁量権の逸脱も認められない。

ウ 本件処分に係る法第 63 条の適法性について

以上のことから、本件処分において、法第 63 条に基づき過支給分の全額の返還を認めたことは妥当である。

(2) 行政手続法上の違法について

審査請求人は本件処分通知の「民法第 882 条により、被相続人の遺産相続権は、相続人死亡日から発生するため、生活保護費の返還も相続人死亡日まで遡ることになります」との処分理由は法的に誤っている旨の理由提示の不備を主張しているが、第 5 の 2 (2) に示した審理員意見書の記述のとおり、「被相続人」と記載のある部分は「相続人」の、「相続人」と記載のある部分は「被相続人」の誤りであるが、文理上、誤解を生じさせるような誤記ではなく、不備の程度は軽微であり、その他の点についても、本件処分に取り消すべき行政手続法第 14 条の違法があるとはいえない。

(3) 本件処分に係るその他の主張について

ア 審査請求人は本件マンションの持分は次官通知第 3 の 3 「処分することができないか、又は著しく困難なもの」または 5 「社会通念上処分をさせるこ

とを相当としないもの」に該当し、保有を認められる旨主張しているが、第5の2(3)アに示した審理員意見書の記述のとおり、本件マンションは叔父と共有状態にあり、叔父が居住していることから直ちに処分をすることができないとしてもマンションという換価性が高い資産であり、かつ、共同相続人と遺産分割合意をすることにより代償金を得ることや共同して売却することが可能であることから、次官通知第3の3または5に該当するとは認められない。

イ また、審査請求人は、本件マンションについて、処分庁よりその保有を認めないと通知を受けたことはなく、資力の発生は実際の売却まで認められない旨主張している。

本件においては、次官通知の第3の3または5に該当せず保有は認められないものであるが、処分庁から保有の容認がされていたかについてみると、第5の2(3)イに示した審理員意見書の記述のとおり、審査請求人から提出があった資産申告書の保有不動産の欄には本件マンションは記載されておらず、その後のケース記録等においても処分庁担当者が明確に保有を容認する旨を伝えたものは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

ウ その他、審査請求人は種々の主張を行うが、いずれも理由がない。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和3年5月7日	・審査庁から諮問を受けた。
令和3年11月26日 (第24回第二部会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和4年1月21日 (第25回第二部会)	・事案の審議を行った。
令和4年3月22日 (第26回第二部会)	・審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和4年5月17日 (第27回第二部会)	・答申案について審議を行った。

委員（部会長） 羽座岡 広宣

委員 駒林 良則

委員 辻 恵子